

青森県報

号外第七十四号

平成二十六年
十月一日
(水曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課) ……
青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………	(同) ……
青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則……………	(総務学事課) ……
青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(こどもみらい課) ……
青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(同) ……
青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………	(労政・能力開発課) ……
青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………	(同) ……
青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) ……

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条のこどもみらい課の項の第三号中「母子及び寡婦福祉」を「母子及び父子並びに寡婦福祉」に改める。

第三十二条第九項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第七十六条第二項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法)」を、「第三十一条の六第一項及び」に改め、「において準用する場合を含む。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の第三第一項第三十八号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号イ中「(第三十二条第一項において準用する場合を含む。)」を、「第三十一条の六第一項から第三項まで並びに第三十二条第一項及び第二項」に改め、同号ロ中「母子福祉資金貸付金」の下に「父子福祉資金貸付金」を加え、

「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第三十九号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号イ中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に、「修学資金」を「資金」に改め、

同号ロ中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に改め、同号ハからホまでの規定中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第四十号中「青森県母子及び寡婦福祉法

施行細則」を「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同号イ及び口中「第二十四条」を「第二十四条第一項及び第二十五条第一項」に改め、同号八中「第二十四条」を「第二十四条第一項及び第二十五条第一項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号二中「第二十四条」を「第二十四条第一項及び第二十五条第一項」に改め、同号ホ中「第二十四条」を「第二十四条第一項及び第二十五条第一項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号ヘ中「第十四条」の下に「(第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号ト中「第二十四条」を「第二十四条第一項及び第二十五条第一項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号チ中「第二十四条」を「第二十四条第一項及び第二十五条第一項」に、「届出」を「申請」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号リ中「第九号まで」の下に「(第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県証明事務に関する規則(昭和三十六年四月青森県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「及び第六項」を「第二項及び第六項」に、「及び母子福祉団体」を「配偶者のない男子及び母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考一の1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

2 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

第三号様式の記載要領の2のイ及び注のイ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和三十九年十一月青森県規則第百五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中「母子家庭等」を「母子家庭」に、「第三章 寡婦に対する福祉の措置（第二十四条関係）」を「第三章 父子家庭に対する福祉の措置（第二十四条）」に改める。

「第二章 母子家庭に対する福祉の措置（第二十五条）」に改める。

第一条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第二条第一項中「第二十四条第二項」の下に「及び第二十五条第二項」を加え、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 母子家庭に対する福祉の措置

第三条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第三号中「児童」の下に「（法第十三条第一項の規定により児童に含まれる者を含む。）」を加え、同条第四号中「事業開始資金又は事業継続資金」を「母子事業開始資金又は母子事業継続資金」に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 母子修学資金の貸付申請の場合には、在学証明書

第三条第七号を削り、同条第八号中「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号を削り、同条第十一号中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 母子住宅資金の貸付申請の場合には、増改築又は補修計画書及び経費見積書

十一 母子転宅資金の貸付申請の場合には、賃貸借契約による敷金、前家賃等一時金を必要とする事実を証する書類

第三条第十二号中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同条第十三号中「結婚資金」を「母子結婚資金」に、「媒しやく人」を「媒酌人」に改める。

第四条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第八号中「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同条第十号中「理事」を「役員」に改め、

「女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加え、同条第十一号中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を「法第十四条各号に掲げる者のいずれかであるもの」に改める。

第八条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員」に改める。

第九条第一項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に改める。

第十二条第一項中「技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「修学資金」を「母子修学資金」に改める。

第二十一条第六号を削り、同条第七号中「修学資金」を「母子修学資金」に、「第四十二号様式」を「第四十一号様式」に、「第四十三号様式」を「第四十二号様式」に、「第四十四号様式」を「第四十三号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第四十五号様式」を「第四十四号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 母子就職支度資金の貸付けにより就職した者が就職先を変更したとき。就職先変更届（第四十五号様式）

第二十一条第十号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員」に、「理事等異動届」を「役員等異動届」に改める。

第二十四条第一項中「前章（前条）」を「第二章（第二十三条）」に改め、同項の表を次のように改める。

第三条	法第十三条第一項各号	法第三十一条第一項各号
第三条第一号	法第六条第一項に規定する配偶者のない女子	法第六条第三項に規定する寡婦
第三条第三号	現に児童（法第十三条第一項の規定により児童に含まれる者を含む。）を扶養していることを証する書類	寡婦の被扶養者がいる場合にあってはこれを証する書類、寡婦の被扶養者がいない場合にあっては所得額を証明する書類又は所得税非課税証明書

第五号	第三号第四号	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金
第三号第五号、第五号の見出し、第二十一号第六号	母子修学資金	寡婦修学資金	
第三号第六号	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金	
第三号第七号	母子修業資金	寡婦修業資金	
第三号第八号、第二十一号第八号	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金	
第三号第九号	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金	
第三号第十号	母子住宅資金	寡婦住宅資金	
第三号第十一号	母子転宅資金	寡婦転宅資金	
第三号第十二号	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金	
第三号第十三号	母子結婚資金	寡婦結婚資金	
第三号第十四号、第八号第一項	政令第八号第四項又は第九号第一項	政令第三十七条第四項又は政令第三十八条において準用する政令第九号第一項	
第四号	法第十三号第一項第一号	法第三十二条第一項第一号	
第四号第八号	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金	
第四号第十一号	政令第六号第一項	政令第三十五条において準用する政令第六号第一項	
第五号	法第十四号各号に掲げる者のいづれかであるもの	寡婦	政令第三十七条第四項及び政令第三十八条において準用する政令第九号第一項

第九号第一項	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第十号の見出し	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第十号第一項	政令第七号第三号から第五号まで及び第八号	政令第三十六号第三号から第五号まで及び第八号
第十号第二項	母子修学資金又は母子修業資金	寡婦修学資金又は寡婦修業資金
第十号第三項	法第十三号第三項	法第三十二条第二項
第十号第四項	母子修学資金又は母子修業資金	寡婦修学資金又は寡婦修業資金
第十号第五項	政令第五号第一項各号	政令第三十三号第二項各号
第十二号第一項	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第十三号第一項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第十三号第二項	政令第八号第一項	政令第三十七条第一項
第十四号	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第十五号	政令第十一条	政令第三十八条において準用する政令第十一条
	母子修学資金	寡婦修学資金
	政令第十二号	政令第三十八条において準用する政令第十二号(第二項第二号及び第三号を除く。)

第二十六条第一項	法第十五条第一項	法第三十二条第五項において準用する法第十五条第一項
政令第十九条第一項	政令第十九条第一項	政令第三十八条において準用する政令第十九条第一項
第十七条第一項第三号、第二十二号	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第十七条第一項第四号	政令第十五条第一項第三号	政令第三十八条において準用する政令第十五条第一項第三号
第十八条	政令第十六条	政令第三十八条において準用する政令第十六条
第十九条	政令第十七条	政令第三十八条において準用する政令第十七条
第二十条第一項	政令第十七条ただし書	政令第三十八条において準用する政令第十七条ただし書
第二十一条第九号	政令第十二条	政令第三十八条において準用する政令第十二条(第二項第一号及び第三号を除く。)
第二十一条第十号	政令第六条第一項	政令第三十五条において準用する政令第六条第一項

第二十四条第二項中「前条」を「第二十三条」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第九条第二項」を「第七条」に、「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同条を第二十五条とする。

第三章 父子家庭に対する福祉の措置

第二十四条 前章(前条の規定を除く。)の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条
法第十三条第一項各号
法第三十一条の六第一項各号

第三条第二号	法第六条第一項に規定する配偶者のない女子	法第六条第二項に規定する配偶者のない男子
第三条第三号	法第十三条第一項	法第三十一条の六第一項
第三条第四号	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	父子事業開始資金又は父子事業継続資金
第三条第五号、第十一号、第十五号、第六号	母子修学資金	父子修学資金
第三条第六号	母子技能習得資金	父子技能習得資金
第三条第七号	母子修業資金	父子修業資金
第三条第八号、第二十一号、第九号	母子就職支度資金	父子就職支度資金
第三条第九号	母子医療介護資金	父子医療介護資金
第三条第十号	母子住宅資金	父子住宅資金
第三条第十一号	母子転宅資金	父子転宅資金
第三条第十二号	母子就学支度資金	父子就学支度資金
第三条第十三号	母子結婚資金	父子結婚資金
第三条第十四号、第八条第一項	政令第八条第四項又は第九条第一項	政令第三十一条の六第四項又は政令第三十一条の七において準用する政令第九条第一項
第四条	法第十三条第一項第一号	法第三十一条の六第一項第一号
第四条第八号	母子事業継続資金	父子事業継続資金
第四条第十一号	政令第六条第一項	政令第三十一条の四において準用する政令第六条第一項

第十五条	政令第十一条	母子修学資金	政令第三十一条の七において準用する政令第十一条	父子修学資金
第十四条	政令第八條第三項ただし書	母子福祉資金貸付金	政令第三十一条の六第三項ただし書	父子福祉資金貸付金
第十三条第一項	政令第八條第一項	母子福祉資金貸付金	政令第三十一条の六第一項	父子福祉資金貸付金
第十二条第一項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	母子修学資金又は母子修業資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金	父子修学資金又は父子修業資金
第十条第二項	政令第五條第二項各号	母子福祉資金貸付金	政令第三十一条の三第二項各号	父子福祉資金貸付金
第十条第一項	法第十二條第三項	母子修学資金又は母子修業資金	法第三十一条の六第三項	父子修学資金又は父子修業資金
第十条の見出し	政令第七條第三号から第五号まで及び第八号	母子修学資金又は母子修業資金	政令第三十一条の五第三号から第五号まで及び第八号	父子修学資金又は父子修業資金
第九条第一項	母子福祉資金貸付金	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第五条	政令第八條第四項及び第九條第一項	法第十四條各号	政令第三十一条の六第四項及び政令第三十一条の七において準用する政令第九條第一項	法第三十一条の六第四項各号

2 前条の規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十條」とあるのは「法第三十一条の七第四項において準用する法第二十條」と、同条第二項中「省令第四條」とあるのは「省令第六條の十七の四において準用する省令第四條」と、同条第三項中「法第二十一条」とあるのは「法第三十一条の七第四項において準用する法第二十一条」と読み替えるものとする。

第十六条第一項	政令第十二條	政令第三十一条の七において準用する政令第十二條
第十五條第一項	法第十五條第一項	法第三十一条の六第五項において準用する法第十五條第一項
第十九條第一項	政令第十九條第一項	政令第三十一条の七において準用する政令第十九條第一項
第十七條第一項第三号、第二十二條	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
第十七條第一項第四号	政令第十五條第一項第三号	政令第三十一条の七において準用する政令第十五條第一項第三号
第十八條	政令第十六條	政令第三十一条の七において準用する政令第十六條
第十九條	政令第十七條	政令第三十一条の七において準用する政令第十七條
第二十條第一項	政令第十七條ただし書	政令第三十一条の七において準用する政令第十七條ただし書
第二十一条第九号	政令第十二條	政令第三十一条の七において準用する政令第十二條
第二十一条第十号	政令第六條第一項	政令第三十一条の四において準用する政令第六條第一項

附則第五項中「の各号」を削り、「修学資金、修業資金及び支度資金」を「母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金及び母子就学支度資金」に改め、同項第七号中「第一号から第五号」を「第二号から前号」に改める。

振川 卍 第3条関係」 卍 「第3条、第24条、第25条関係」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金貸付申請書」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金貸付申請書」 卍 「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則第3条」 卍 「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第3条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第3条)」 卍

「イ 寡婦」 卍
ウ 父母のない児童」

「イ 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」 卍
ウ 寡婦」 卍
エ 父母のない児童」 卍

「母子(寡婦) 福祉資金を」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金を」 卍

「母子(寡婦) 福祉資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金」 卍

共〇〇 卍 「技能習得資金、生活資金、修学資金又は修学資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 修学資金、母子(父子、寡婦) 技能習得資金、母子(父子、寡婦) 修業資金又は母子(父子、寡婦) 生活資金」 卍 〇〇 卍 「就職支度資金、就学支度資金、修学資金又は修業資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 修学資金、母子(父子、寡婦) 修業資金、母子(父子、寡婦) 就職支度資金又は母子(父子、寡婦) 就学支度資金」 卍 〇〇

振川 卍 第4条関係」 卍 「第4条、第24条、第25条関係」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」 卍 「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則第4条」 卍 「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第4条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第4条)」 卍 「法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養しているもの及び寡婦」 卍 「法第14条各号に掲げる者(法第31条の6第4項各号に掲げる者、寡婦)」 卍 「理事」 卍 「役員」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金借入金」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金借入金」 卍 〇〇 卍 「母子及び寡婦福祉法施行令第6条第1項」 卍 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第6条第1項(第31条の4(第35条)において準用する同令第6条第1項)」 卍 「母子福祉団体」 卍 「母子・父子福祉団体」 卍 〇〇

振川 卍 第6条」 卍 「第6条、第24条、第25条」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金貸付申請書」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金貸付申請書」 卍

「事業開始資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 事業開始資金」 卍
「事業継続資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 事業継続資金」 卍
「修学資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 修学資金」 卍
「技能習得資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 技能習得資金」 卍
「修業資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 修業資金」 卍
「就職支度資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 就職支度資金」 卍
「医療介護資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 医療介護資金」 卍
「生活資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 生活資金」 卍
「住宅資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 住宅資金」 卍
「転宅資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 転宅資金」 卍
「就学支度資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 就学支度資金」 卍
「結婚資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 結婚資金」 卍 〇〇

振川 卍 第7条関係」 卍 「第7条、第24条、第25条関係」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金貸付決定通知書」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金貸付決定通知書」 卍
「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則第7条」 卍 「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第7条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第7条)」 卍 「経由して」 卍 「を經由して」 卍 〇〇

振川 卍 第7条関係」 卍 「第7条、第24条、第25条関係」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金貸付不承認決定通知書」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金貸付不承認決定通知書」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金」 卍
「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則第7条」 卍 「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第7条(第24条第1項(第25条第1項)において準用する同規則第7条)」 卍 〇〇

振川 卍 第8条」 卍 「第8条、第24条、第25条」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金借用証書」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金借用証書」 卍 「母子及び寡婦福祉法」 卍 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 卍 〇〇 卍 「修学資金、修業資金又は就学支度資金」 卍 「母子(父子、寡婦) 修学資金、母子(父子、寡婦) 修業資金、母子(父子、寡婦) 就職支度資金又は母子(父子、寡婦) 就学支度資金」 卍 〇〇

振川 卍 第8条」 卍 「第8条、第24条、第25条」 卍 「母子(寡婦) 福祉資金借用証書」 卍 「母子(父子、寡婦) 福祉資金借用証書」 卍 「母子及び寡婦福祉法」 卍 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 卍 〇〇

第45号様式（第21条、第24条、第25条関係）

年 月 日

貸付区分	年度次
資金名	資金
貸付決定番号	第 号

青森県知事 殿

住所

氏名

就 職 先 変 更 届

次のとおり就職先を変更したので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条（第24条第1項（第25条第1項）において準用する同規則第21条）の規定により届け出ます。

新 就 職 先	(就職 年 月 日)
旧 就 職 先	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式十七のウ欄に「第21条関係」や「第21条、第24条、第25条関係」及び「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則第21条」や「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条（第24条第1項（第25条第1項）において準用する同規則第21条）」及び「母子及び寡婦福祉法施行令第3条第1項」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第12条第1項（第31条の7（第38条）において準用する同令第12条第1項）」を含む。

様式十七のウ欄に「第21条関係」や「第21条、第24条、第25条関係」及び「理事等異動届」や「役員等異動届」及び「理事（）」及び「女子」や「女子（配偶者のない男子）」及び「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則第21条」や「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条（第24条第1項（第25条第1項）において準用する同規則第21条）」を含む。

様式十七のウ欄に「第22条」や「第22条、第24条、第25条」及び「母子（寡婦）家庭」や「母子（父子、寡婦）家庭」を含む。

様式十七のウ欄に「第24条関係」や「第24条、第25条関係」及び「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届書」や「母子家庭（父子家庭、寡婦）日常生活支援事業開始届書」及び「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業を」や「母子家庭（父子家庭、寡婦）日常生活支援事業を」及び「母子及び寡婦福祉法第20条（第33条第3項）」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条（第31条の7第4項において準用する第20条、第33条第4項）」を含む。

様式十七のウ欄に「第24条関係」や「第24条、第25条関係」及び「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届書」や「母子家庭（父子家庭、寡婦）日常生活支援事業変更届書」及び「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業に」や「母子家庭（父子家庭、寡婦）日常生活支援事業に」及び「母子及び寡婦福祉法施行規則第4条（第9条第2項において準用する第4条）」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第4条（第6条の17の4（第7条）において準用する同令第4条）」を含む。

様式十七のウ欄に「第24条関係」や「第24条、第25条関係」及び「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届書」や「母子家庭（父子家庭、寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届書」及び「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業を」や「母子家庭（父子家庭、寡婦）日常生活支援事業を」及び「母子及び寡婦福祉法第21条（第33条第4項において準用する第21条）」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条（第31条の7第4項（第33条第5項）において準用する同法第21条）」を含む。

印 記

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の相当規定により提出された書類とみなす。

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令第二十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一こどもみらい課の項の第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号の副知事専決事項の欄イ中「第三十二条」を「第三十一条の六第四項及び第三十一条第四項」に改め、同欄ロ中「第二十三条」の下に「（第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の課長専決事項の欄イ中「第三十二条」を「第三十一条の六第四項及び第三十二条第四項」に改め、同欄ロ中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項の第五号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号の部長専決事項の欄イ及びロ中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に改め、同号の課長専決事項の欄イからハまでの規定中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に、「母子福祉団体」を「母子・

父子福祉団体」に改め、同項の第六号中「青森県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同号の副知事専決事項の

欄イ、部長専決事項の欄イ及び課長専決事項の欄イ中「第二十四条」を「第二十四条
第一項及び第二十五条第一項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改
める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭